名称　舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｐ三灯）
位置
所在地　舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ一灯）の東南東方約一八〇メートル
北緯　三五―三〇―三三
東経　一三五―二三―二三
廃止年月日　令和七年五月二十二日

名称　舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｐ四灯）
位置
所在地　舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ二灯）の東南東方約一八〇メートル
北緯　三五―三〇―三三
東経　一三五―二三―二三
廃止年月日　令和七年五月二十二日

名称　波節岩無線方位信号所
位置
所在地　広島エンド鼻（香川県丸亀市）の南南東方約一・〇キロメートル（波節岩灯標）
北緯　三四―二〇―四二
東経　一三三―四二―四七
廃止年月日　令和七年五月三十日

名称　塩釜漁港東防波堤灯台
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港塩釜区（塩釜漁港東防波堤外端）
北緯　三八―一九―二四
東経　一四一―〇三―〇六
撤去年月日　令和七年四月四日
記事　一時変更

名称　石垣港第一号灯浮標
位置
所在地　沖縄県石垣港（石垣港西防波堤灯台の西北西方約二・六キロメートル）
北緯　二四―二〇―四五
東経　一二四―〇七―〇一
撤去年月日　令和七年四月四日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連赤瀬港北西沖灯浮標
位置
所在地　三角灯台（熊本県上天草市）の北東方約六・〇キロメートル
北緯　三二―三九―二六
東経　一三〇―二九―四四
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連菊池川口南西沖第一号灯浮標
位置
所在地　大正開港一号防波堤灯台（熊本県玉名市）の南西方約七・六キロメートル
北緯　三二―五〇―〇四
東経　一三〇―二七―二一
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連菊池川口南西沖第二号灯浮標
位置
所在地　大正開港一号防波堤灯台（熊本県玉名市）の南西方約七・七キロメートル
北緯　三二―四九―五九
東経　一三〇―二七―二八
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連熊本港北西沖第一号灯浮標
位置
所在地　河内灯台（熊本県熊本市）の西南西方約九・五キロメートル
北緯　三二―四七―五七
東経　一三〇―二九―〇八
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連熊本港北西沖第二号灯浮標
位置
所在地　住吉灯台（熊本県宇土市）の北西方約一四キロメートル
北緯　三二―四七―二三
東経　一三〇―二八―三五
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連長洲港南沖灯浮標
位置
所在地　長洲港北防波堤灯台（熊本県長洲港）の南方約六・六キロメートル
北緯　三二―五一―四八
東経　一三〇―二六―〇七
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連緑川口西沖第一号灯浮標
位置
所在地　赤瀬港沖防波堤北灯台（熊本県宇土市）の北北西方約七・七キロメートル
北緯　三二―四三―三二
東経　一三〇―二八―四八
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連緑川口西沖第二号灯浮標
位置
所在地　赤瀬港沖防波堤北灯台（熊本県宇土市）の北北西方約六・八キロメートル
北緯　三二―四三―〇〇
東経　一三〇―二八―五一
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　神島外港西一文字防波堤南灯台
位置
所在地　岡山県笠岡市（神島外港西一文字防波堤南端）
北緯　三四―二六―五六
東経　一三三―三〇―三四
撤去年月日　令和七年四月二十三日
記事　一時変更

名称　仮屋磁気測定所前Ｇ灯浮標
位置
所在地　仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・八キロメートル
北緯　三四―三一―五五
東経　一三五―〇〇―〇五
撤去年月日　令和七年五月七日
記事　一時変更

名称　富津沖灯浮標
位置
所在地　富津港東防波堤灯台（千葉県富津市）の北西方約一・五キロメートル
北緯　三五―一九―四五
東経　一三九―四八―二二
撤去年月日　令和七年五月二十六日
記事　一時変更

名称　伏木富山港伊喜礼参番定置網Ｃ浮標
位置
所在地　富山県伏木富山港（新湊東防波堤灯台の東北東方約一・七キロメートル）
北緯　三六―四七―二六
東経　一三七―〇八―一一
撤去年月日　令和七年五月二十八日
記事　一時変更

○関東地方整備局告示第百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年九月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号四の項指定をした日欄中「令和二年八月十八日」を「令和七年八月十八日」に、指定の有効期間欄中「令和二年八月十八日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。